

煙火消費に係る安全な距離等

- 1 煙火の消費にあたっては、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第 56 条の 4 に定める規定により行うこと。
- 2 規則第 56 条の 4 第 4 項第 1 号に規定する安全な距離については、次のとおり参考値を示すので、地理的状況、警備方法、火災の警戒、消火体制、気象状況等を考慮して決定すること。
 - (1) 打揚煙火に係る安全な距離は、別表 1 のとおりとする。
 - (2) 仕掛煙火に係る安全な距離は、別表 2 のとおりとする。ただし、打揚煙火を伴う仕掛煙火に係る安全な距離は、別表 1 のとおりとする。
- 3 打揚従事者、煙火置場の見張人等直接煙火の消費に係わる者（以下「打揚従事者等」という。）は、必要最小限度の人数にすること。
- 4 煙火消費計画書に記載された担当責任者は、自ら又は他の者に命じて、煙火の消費に係わる者に、事前に消費技術、規則第 56 条の 4 の規定による煙火の消費の技術基準、消費の順序、煙火の性質等を充分説明し、火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状又は煙火打揚従事者手帳を有しない者には充分訓練をさせること。
- 5 手筒煙火を消費する場合、特に次の事項に注意すること。
 - (1) 手筒煙火の噴出口をあける等の消費の準備作業は、手筒煙火の消費場所以外の場所では行わないこと。
 - (2) 手筒煙火に点火する者は、噴き出し方向の側面から点火し、点火後速やかに退避すること。
 - (3) 薬量が 1, 800 グラム（鉄粉を含む。）を超える手筒煙火は、点火してから火の粉、火花が十分に噴き出すまで、筒を直接手に持って又は抱えてはならないこと。
 - (4) 手筒煙火の消費中は、噴出口及び筒底を観衆に向けないように保持すること。
 - (5) 手筒煙火を 2 本以上同時に消費する場合は、手筒煙火の薬量に応じ、筒相互間に別表 2 の間隔をとること。
 - (6) 手筒煙火を消費する場所では、同時に乱玉等の仕掛煙火を消費しないこと。
 - (7) 手筒煙火を直接手に持って又は抱えて消費する者は、煙火消費計画書に記載されている打揚従事者のうち、特に定めた者に限るものとする。

別表1 打揚煙火

(単位：m)

打揚煙火の玉の直径	打揚従事者等以外の者を 立入れさせない距離	道路、人の集合する場所、建物等に対する距離	
		1種	2種
6cm(2号)以下	20	30	30
		50	30
9cm(3号)以下	20	65	30
		100	30
12cm(4号)以下	30	75	40
		110	40
15cm(5号)以下	40	130	50
		180	50
18cm(6号)以下	90	190	
21cm(7号)以下	100	200	
24cm(8号)以下	120	220	
30cm(10号)以下	150	250	
60cm(20号)以下	200	400	
90cm(30号)以下	400	600	
		上段：ぼか物及び音物（5号以下に限る。）、下段：割物	

1 1種とは、2種以外の場合をいう。

2 2種とは、消費する打揚煙火の玉の直径が5号以下であって、次の(1)又は(2)の場合をいう。

(1) 一花火大会（同一目的で複数日にわたり消費を行う場合は、その期間をもって一花火大会とする。）に消費する数量が、1,000個以下の場合。

(2) 次のいずれにも該当する場合。

ア 消費する打揚煙火の玉の親みちに、着火線、薬紙を用いるなど不点火防止対策が行われている場合、又は消費する打揚煙火の玉の回転を抑えるのに効果があるひもの取り付け、早打ち用の取手の取り付け等により、打揚煙火の玉に方向性を与える場合。

イ 重ね玉（1本の打揚筒に、消費する打揚煙火の玉を重ねて入れて消費する方法で、玉の数量が2個までの場合に限る。）にして打揚げる場合に、重ね玉を袋に包み着火線を用いるなど不点火防止対策が行われている場合。

別表2 仕掛煙火

消費する仕掛煙火の種類、消費の方法、消費場所の状況及び気象状況に応じて、観衆に火の粉が到達しない距離を確保すること。

手筒煙火の消費にあつては、下表の距離以上で、観衆に火の粉が到達しない距離を確保すること。

手筒煙火 (噴出煙火の本体 を手に持って又は 抱えて消費するも のをいう。)	薬量		筒の噴出口及び 筒底からの距離 (m)	筒の側面からの 距離 (m)	筒相互間隔の 距離 (m)
	600g 以下	直立し点火するもの		—	5
上記以外のもの			10	5	1.5
600gを超え1,200g以下			15	10	2.0
1,200gを超え1,800g以下			20	15	2.5
1,800gを超え2,400g以下			25	20	3.0
2,400gを超え3,000g以下			28	23	3.5
3,000gを超え4,000g以下			30	25	4.0